

＜一般委託＞

横須賀市子育て・教育環境整備基本構想策定業務委託 仕様書

横須賀市子育て・教育環境整備基本構想策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	防衛施設との連携・調和を図った防衛施設周辺まちづくり計画事業として、子育て・教育環境の整備に特化したまちづくりの計画「横須賀市子育て・教育環境整備基本構想」を策定する。
2	履行期間	契約日から平成30年12月31日
3	施行場所	横須賀市教育委員会事務局教育総務部教育政策課及び受託者施設内
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成25年4月1日以降に人口20万人以上の地方公共団体が発注した次の①及び②の計画策定業務(計画策定支援業務を含む。)の契約を、元請として締結し完了した実績を有すること。 ①「総合計画」又は「まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」 ②「子ども・子育て支援法第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画」又は「教育基本法第17条第2項の規定による市町村における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」 (2)この実績を証明するため、当該契約書及び仕様書(当該履行内容を記載した箇所)の写しをファクスで送信すること。ファクスを送信しない場合又は資格を有すると本市が承認しない場合は、入札に参加できない。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育委員会事務局教育総務部教育政策課 小甲 電話046-822-9751

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

横須賀市子育て・教育環境整備基本構想策定業務委託 仕様書

1. 業務名

横須賀市子育て・教育環境整備基本構想策定業務

2. 委託業務の目的

横須賀市は、少子高齢化等の影響から、現在、人口減少に歯止めがかからない状況にあるため、市民が求める「子育てのまち」の都市イメージの実現を目指し、子育て関連施設を整備することは喫緊の課題となっている。

そこで、本市において求められる役割や機能を整理したうえで、市内に整備する施設及び機能について検討し、防衛施設との連携・調和を図った防衛施設周辺まちづくり計画事業として子育て・教育環境の整備に特化したまちづくりの計画「横須賀市子育て・教育環境整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定することを目的とする。

なお、「基本構想」策定後は、本市に必要とされている、具体的な子育て関連施設名やその整備時期を明記したものを、本市の「基本計画」として策定することにより、喫緊の課題である子育て関連施設の整備を早急に、かつ着実に進めていくこととする。

3. 履行期間

契約の日から平成 30 年 12 月 31 日

4. 入札に参加できる者の条件

本入札参加者は以下の事項を全て満たすことを条件とする。

- (1) 横須賀市競争入札参加資格（業務委託）のうち、「業種：総合計画・分野別計画」に登録があること。
- (2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日以降に人口 20 万人以上の地方公共団体が発注した次の①及び②の計画策定業務（計画策定支援業務を含む。）の契約を、元請として締結し完了した実績を有すること。
 - ①「総合計画」又は「まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定による市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」
 - ②「子ども・子育て支援法第 61 条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画」又は「教育基本法第 17 条第 2 項の規定による市町村における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- (4) (3) の実績を証明するため、当該契約書及び仕様書（当該履行内容を記載した箇所）の写しをファクスで送信すること。ファクスを送信しない場合又は資格を有

すると本市が承認しない場合は、入札に参加できない。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

5. 施行場所

横須賀市教育委員会事務局教育総務部教育政策課及び受託者施設内

6. 業務内容

業務内容は(1)～(3)とする。

(1) 基礎的条件の整理

上位計画、関連計画等の内容を整理する。

※基本構想、基本計画のベースとする主な上位計画、関連計画

- ・横須賀市基本計画（平成23年3月策定）
- ・横須賀市人口ビジョン（平成28年3月策定）
- ・横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略第2次改訂版（平成30年3月策定）
- ・横須賀再興プラン（横須賀市第3次実施計画）（平成30年3月策定）
- ・第3次横須賀市財政基本計画（平成30年2月策定）
- ・横須賀市都市計画マスタープラン（平成28年3月改定）
- ・横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（平成30年3月策定）
- ・横須賀子ども未来プラン（平成27年2月策定）
- ・横須賀市公立保育園再編計画（平成20年3月策定）
- ・横須賀市公立保育園再編実施計画（平成27年2月策定）
- ・横須賀市公立保育園再編実施計画（改定方針）
（横須賀市公立保育園再編実施計画は、平成30年度改定予定）
- ・横須賀市FM戦略プラン（骨子素案）
（横須賀市FM戦略プランは、平成31年度策定予定）

(2) 本市の基礎情報の整理

本市の地理的条件（用途地域、住宅及び周辺施設の立地状況等）及び統計データ（人口、世帯数、高齢化率等）等、本市における課題や求められる役割等の検討を行う上での基礎情報を整理する。

(3) 「基本構想」の策定

- ① (1)(2)を踏まえ、受託者は、本市において求められる役割や機能を整理し、子育て・教育環境を整備するために必要な施設及び機能をまとめたものを「基

本構想」として策定する。

- ② 「基本構想」は、防衛施設周辺まちづくり計画事業として策定するため、防衛施設の存在を前提としたまちづくりのための総合的な計画となるよう留意すること。
- ③ 受託者は、グラフ・表・文章等を使用して「基本構想」の成果品を作成し、平成 30 年 11 月 30 日までに教育総務部教育政策課に提出することとする。なお、提出はデータ（Word 形式または Excel 形式で CD-R 等に保存したものを 1 枚）及びデータ出力した印刷物（約 60 ページ、A 4 版、縦型、横書き、カラー、無線とじ、表紙と裏表紙はコート紙 93.5kg、本文は上質紙 44.5kg のもの 20 部を想定）で行い、提出後のデータについては本市において加除できることとする。
- ④ 受託者は、③の成果品提出の前に、あらかじめ「基本構想」の素案を本市に提出し、本市と協議することとする。本市への素案の提出時期は、平成 30 年 10 月頃とし、詳細は協議の上決定する。
- ⑤ 受託者は、③の成果品提出後、「基本構想」に修正等が必要となった場合、本市の指示に基づき修正等の対応を行うこととする。

7. 契約方法

総価による業務委託契約（一般委託）

8. 委託料の支払い

本市は、委託業務の完了後、確認の上請求書の受理後 30 日以内に、委託料を一括で支払うこととする。

9. その他

- (1) 受託者は必要に応じて会議、連絡のため教育総務部教育政策課（横須賀市小川町 11 番地 本館 6 階）での打合せに応じることとする。
- (2) 本市の事業実績など、業務上必要となる資料で本市所有の資料については、これを貸与することとする。
- (3) この仕様書に定めがあるもののほか必要な事項については、その都度協議することとする。
- (4) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、本市個人情報保護条例等に従い、適切に扱うこととする。
- (6) 本業務にあたって提出された資料及び成果品は本市に帰属することとし、本市の許可なく公表、貸与等当該業務以外の目的に使用してはならない。